# 環境基準等

# 1 大気汚染

#### 表1-1

| 101 1                       |  |
|-----------------------------|--|
| 物質                          | 環境基準等  |
| 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )     | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下         |
| 二酸化窒素(NO2)                  | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下         |
| 一酸化炭素(CO)                   | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が<br>20ppm以下 |
| 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) | 1 時間値が0.06ppm以下                                  |
| 浮遊粒子状物質(SPM)                | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下       |
| 微小粒子状物質(PM2.5)              | 1年平均値が15μg/m³以下、かつ、1日平均値が35μg/m³以下               |
| ベンゼン                        | 1年平均値が0.003mg/m³以下                               |
| トリクロロエチレン                   | 1 年平均値が0. 13mg/m³以下                              |
| テトラクロロエチレン                  | 1年平均値が0.2mg/m³以下                                 |
| ダイオキシン類                     | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下                             |
| ジクロロメタン                     | 1年平均値が0.15mg/m³以下                                |

<sup>(</sup>注) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

# 2 水質汚濁

(1) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

#### 表 2-1

| 項目                  | 基 準 値          |  |  |
|---------------------|----------------|--|--|
| カドミウム               | 0.003 mg/L 以下  |  |  |
| 全シアン                | 検出されないこと       |  |  |
| 鉛                   | 0.01 mg/L 以下   |  |  |
| 六価クロム               | 0.02 mg/L 以下   |  |  |
| ヒ素                  | 0.01 mg/L 以下   |  |  |
| 総水銀                 | 0.0005 mg/L 以下 |  |  |
| アルキル水銀              | 検出されないこと       |  |  |
| РСВ                 | 検出されないこと       |  |  |
| ジクロロメタン             | 0.02 mg/L 以下   |  |  |
| 四塩化炭素               | 0.002 mg/L 以下  |  |  |
| 1、2-ジクロロエタン         | 0.004 mg/L 以下  |  |  |
| 1、1-ジクロロエチレン        | 0.1 mg/L 以下    |  |  |
| シス-1、2-ジクロロエチレ<br>ン | 0.04 mg/L以下    |  |  |

| 項目             | 基準値           |
|----------------|---------------|
| 1、1、1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下     |
| 1、1、2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L以下   |
| テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L 以下  |
| 1、3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム           | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン           | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ        | 0.02 mg/L 以下  |
| ベンゼン           | 0.01 mg/L 以下  |
| セレン            | 0.01 mg/L 以下  |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10 mg/L 以下    |
| ふっ素            | 0.8 mg/L 以下   |
| ほう素            | 1 mg/L以下      |
| 1、4-ジオキサン      | 0.05 mg/L 以下  |

- (注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を 下回ることをいう。
- (注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度 に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたも のの和とする。

# (2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目) ア 河川

① 全亜鉛、ノニルフェノール以外の項目

# 表2-2

|      |                                       |                      |                         | 基準 値                    |                    |                            |  |
|------|---------------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|----------------------------|--|
| 項目類型 | 利用目的の<br>適応性                          | 水素(ポン<br>濃 度<br>(pH) | 生物化学<br>的酸素要<br>求量(BOD) | 浮 遊<br>物質量<br>(SS)      | 溶 存<br>酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                       | 備考   |
| AA   | 水道1級・自然<br>環境保全及びA<br>以下の欄に掲げ<br>るもの  | 6.5以上<br>8.5以下       | 1 mg/L<br>以下            | 25 mg/L<br>以下           | 7.5 mg/L<br>以上     | 20 CFU<br>/100m l<br>以下    | 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  |
| A    | 水道2級・水産<br>1級・水浴及び<br>B以下の欄に掲<br>げるもの | 6.5以上<br>8.5以下       | 2 mg/L<br>以下            | 25 mg/L<br>以下           | 7.5 mg/L<br>以上     | 300 CFU<br>/100m l<br>以下   | 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水           |
| В    | 水道3級・水産<br>2級及びC以下<br>の欄に掲げるもの        | 6.5以上<br>8.5以下       | 3 mg/L<br>以下            | 25 mg/L<br>以下           | 5 mg/L<br>以上       | 1,000 CFU<br>/100m l<br>以下 | 操作を行うもの<br>水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性<br>水域の水産生物用等<br>水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐                 |
| С    | 水産3級・工業<br>用水1級及びD<br>以下の欄に掲げ<br>るもの  | 6.5以上<br>8.5以下       | 5 mg/L<br>以下            | 50 mg/L<br>以下           | 5 mg/L<br>以上       | _                          | 水性水域の水産生物用等<br>水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水<br>性水域の水産生物用<br>工業用水1級:沈殿等による通常の浄<br>水操作を行うもの |
| D    | 工業用水2級・<br>農業用水及びE<br>の欄に掲げるもの        | 6.0以上<br>8.5以下       | 8 mg/L<br>以下            | 100 mg/L<br>以下          | 2 mg/L<br>以上       | _                          | 工業用水2級:薬品注入等による高度<br>の浄水操作を行うもの<br>工業用水3級:特殊な浄水操作を行う<br>もの<br>環境保全:国民の日常生活において |
| E    | 工業用水 3 級 •<br>環境保全                    | 6.0以上<br>8.5以下       | 10 mg/L<br>以下           | ごみ等の浮<br>遊が認めら<br>れないこと | 2 mg/L<br>以上       | _                          | 東境末主:国民の日常主命について<br>不快感を生じない限度   |

# ② 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

#### 表2-3

| 11/2 0 |                              |                   |                    |                |
|--------|------------------------------|-------------------|--------------------|----------------|
| 項目     |                              | 基 準 値             |                    |                |
|        | 水生生物の生息状況の適応性                | 全 亜 鉛             | ノニルフェノール           | 直鎖アルキルベンゼンス    |
| 類型     |                              |                   |                    | ルホン酸及びその塩      |
| 生物A    | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら  | 0.03mg/L以下        | 0.001mg/L以下        | 0.03mg/L以下     |
| 生物A    | の餌生物が生息する水域                  | O. OSHIR/LEX I.   |                    | O. OSHIG/ EDA  |
| 生物特A   | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場  | 0.03mg/L以下        | 0.0006mg/L以下       | 0.02mg/L以下     |
| 工物付五   | (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | O. Ooliig/ LEX    |                    | O. OZIIIG/ EDA |
| 生物B    | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生  | 0.03mg/L以下        | 0.002mg/L以下        | 0.05mg/L以下     |
| 土物口    | 物が生息する水域                     | O. Ooliig/ LEX    | 0.002iig/ LPX      |                |
| 生物特B   | 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場  | 0.03mg/L以下        | 0.002mg/L以下        | 0.04mg/L以下     |
| 工物付D   | (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | O. OBIIIS/ LPA 1. | U. OOZIIIS/ LEX J. | O. Osnig/ LVA  |

備考 基準値は年間平均値とする。

# イ 湖沼

# ① 全窒素、全リン以外の項目

# 表2-4

|      |   |                      |               | 基準 値                    |                    |                          |   |
|------|---|----------------------|---------------|-------------------------|--------------------|--------------------------|---|
| 項目類型 | 利用目的の<br>適応性                              | 水素(オン<br>濃 度<br>(pH) | 化学的酸素要求量(COD) | 浮 遊<br>物質量<br>(SS)      | 溶 存<br>酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                     | 備考  |
| AA   | 水道1級・水産<br>1級・自然環境<br>保全及びA以下<br>の欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下       | 1 mg/L<br>以下  | 1 mg/L<br>以下            | 7.5 mg/L<br>以上     | 20 CFU<br>/100m l<br>以下  | 自然環境保全:自然探勝等の環境保全<br>水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作<br>を行うもの<br>水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の<br>浄水操作、又は、前処理     |
| A    | 水道2、3級・<br>水産2級・水浴<br>及びB以下の欄<br>に掲げるもの   | 6.5以上<br>8.5以下       | 3 mg/L<br>以下  | 5 mg/L<br>以下            | 7.5 mg/L<br>以上     | 300 CFU<br>/100m l<br>以下 | 等を伴う高度の浄水操作<br>を行うもの<br>水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域<br>の水産生物用等<br>水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養                 |
| В    | 水産3級・工業<br>用水1級・農業<br>用水及びCの欄<br>に掲げるもの   | 6. 5以上<br>8. 5以下     | 5 mg/L<br>以下  | 15 mg/L<br>以下           | 5 mg/L<br>以上       | _                        | 湖型の水域の水産生物用等<br>水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水<br>域の水産生物用<br>工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水                       |
| С    | 工業用水2級・<br>環境保全                           | 6.0以上<br>8.5以下       | 8 mg/L<br>以下  | ごみ等の浮<br>遊が認めら<br>れないこと | 2 mg/L<br>以上       | -                        | 操作を行うもの<br>工業用水2級:薬品注入等による高度の<br>浄水操作、又は、特殊な<br>浄水操作を行うもの<br>環境保全:国民の日常生活において不快<br>感を生じない限度 |

<sup>(</sup>注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

# ② 全窒素、全リンの項目

# 表2-5

| 項目 |  | 基注          | <b>準</b> 値   | 14ts +tv.  |
|----|--|-------------|--------------|--|
| 類型 | 利用目的の適応性   | 全窒素         | 全リン          | 備考   |
| I  | 自然環境保全及びⅡ以<br>下の欄に掲げるもの                              | 0.1 mg/LCJ下 | 0.005 mg/L以下 |  |
| П  | 水道1、2、3級(特<br>殊なものを除く。)・<br>水産1種・水浴及びⅢ<br>以下の欄に掲げるもの | 0.2 mg/L以下  | 0.01 mg/L以下  | 自然環境保全:自然探勝等の環境保全<br>水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの<br>水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの<br>水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの |
| Ш  | 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に<br>掲げるもの                        | 0.4 mg/L以下  | 0.03 mg/L以下  | (「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。) 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用等  |
| IV | 水産2種及びVの欄に<br>掲げるもの                                  | 0.6 mg/LEJ下 | 0.05 mg/L以下  | 水産2種: ワカサギ等の水産生物用等<br>水産3種: コイ、フナ等の水産生物用<br>環境保全: 国民の日常生活において不快感を生じない限度                                  |
| V  | 水産3種・工業用水・<br>農業用水・環境保全                              | 1 mg/L以下    | 0.1 mg/L以下   |  |

<sup>(</sup>注) 基準値は、年間平均値とし、農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

# ③全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

#### 表2-6

| 項目   |                              | 基 準 値             |              |                   |
|------|------------------------------|-------------------|--------------|-------------------|
|      | 水生生物の生息状況の適応性                | 全 亜 鉛             | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼン        |
| 類型   |                              |                   |              | スルホン酸及びその塩        |
| 生物A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら  | 0.03mg/L以下        | 0.001 /1.01= | 0.03mg/L以下        |
| 生物A  | の餌生物が生息する水域                  | O. OSHIR/ LEX 1.  | 0.001mg/L以下  |                   |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場  | 0.03mg/L以下        | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下        |
| 生物村A | (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | O. OSHIR/ LEX 1.  |              | O. OZIIIB/ LEX 1. |
| 生物B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生  | 0.03mg/L以下        | 0.000 /101=  | 0.05mg/L以下        |
| 生物D  | 物が生息する水域                     | O. OBIIIS/ LEX 1. | 0.002mg/L以下  |                   |
| 生物特B | 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場  | 0.03mg/L以下        | 0.000 /1017  | 0.04mg/LUT        |
| 生物付D | (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | O. OBIIIS/ LEX 1. | 0.002mg/L以下  | 0.04mg/L以下        |

備考 基準値は年間平均値とする。

# (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

#### 表 2-7

| 項目           | 基 準 値         |  |  |
|--------------|---------------|--|--|
| カドミウム        | 0.003 mg/L以下  |  |  |
| 全シアン         | 検出されないこと。     |  |  |
| 鉛            | 0.01 mg/L 以下  |  |  |
| 六価クロム        | 0.02 mg/L 以下  |  |  |
| ヒ素           | 0.01 mg/L 以下  |  |  |
| 総水銀          | 0.0005 mg/L以下 |  |  |
| アルキル水銀       | 検出されないこと。     |  |  |
| РСВ          | 検出されないこと。     |  |  |
| ジクロロメタン      | 0.02 mg/L 以下  |  |  |
| 四塩化炭素        | 0.002 mg/L 以下 |  |  |
| 塩化ビニルモノマー    | 0.002 mg/L 以下 |  |  |
| 1、2-ジクロロエタン  | 0.004 mg/L 以下 |  |  |
| 1、1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下   |  |  |
| 1、2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下  |  |  |

| 項目                 | 基 準 値        |
|--------------------|--------------|
| 1、1、1-トリクロロエタン     | 1 mg/L 以下    |
| 1、1、2-トリクロロエタ<br>ン | 0.006 mg/L以下 |
| トリクロロエチレン          | 0.01 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン         | 0.01 mg/L 以下 |
| 1、3-ジクロロプロペ<br>ン   | 0.002 mg/L以下 |
| チウラム               | 0.006 mg/L以下 |
| シマジン               | 0.003 mg/L以下 |
| チオベンカルブ            | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン               | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン                | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素      | 10 mg/L 以下   |
| ふっ素                | 0.8 mg/L 以下  |
| ほう素                | 1 mg/L以下     |
| 1、4-ジオキサン          | 0.05 mg/L 以下 |

- (注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を 下回ることをいう。
- (注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度 に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたも のの和とする。

# 3 騒音

# (1) 騒音環境基準

#### 表3-1

| 地 域 類 型 |   |  | 環境基準値                      |   |  |
|---------|---|--|----------------------------|---|--|
|         | 当てはめる地域   | 地域の区分  | 昼間(午前6時から午後10時)            | 夜間(午後10時から<br>翌日の午前6時)  |  |
| AA      | 特に静穏を要する地域  |  | 50デシベル以下                   | 40デシベル以下  |  |
|         | 専ら住居の用に供される地域<br>第一種低層住居専用地域                          | 一般の地域  | 55デシベル以下                   | 45デシベル以下  |  |
| A       | 第二種低層住居専用地域第一種中高層住居専用地域第二種中高層住居専用地域第二種中高層住居専用地域田園住居地域 | 2 車線以上の車線<br>を有する道路に面<br>する地域  | 60デシベル以下                   | 55デシベル以下  |  |
|         | 主として住居の用に供される   | 一般の地域  | 55デシベル以下                   | 45デシベル以下  |  |
| В       | 地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域                     | 2 車線以上の車線<br>を有する道路に面<br>する地域  | 65デシベル以下                   | 60デシベル以下  |  |
| С       | 相当数の住居と併せて商業、<br>工業等の用に供される地域<br>近隣商業地域               | 一般の地域  | 60デシベル以下                   | 50デシベル以下  |  |
| C       | 商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                                 | 車線を有する道路<br>に面する地域   | 65デシベル以下                   | 60デシベル以下  |  |
|         | 幹線交通を担う道路に近接す   |  | 70デシベル以下                   | 65デシベル以下  |  |
| 特例      | る空間<br>高速自動車国道<br>一般国道<br>県道<br>4車線以上の市町村道<br>自動車専用道路 | <ul><li>2車線以下の道路<br/>の端から15m</li><li>2車線を超える道<br/>路の端から20m</li></ul> | 面の窓を主として閉めた<br>められるときは、屋内~ | 「騒音の影響を受けやすい<br>生生活が営まれていると認<br>、透過する騒音に係る基準<br>、ベル以下、夜間にあって<br>スニレができる |  |

<sup>(</sup>注1) 一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

<sup>(</sup>注2) 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

# (2) 自動車騒音の限度 (要請基準)

市町村長は、自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

#### 表3-2

| 区域の区分      |                              |                                      | 基 準 値           |   |  |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------|---|--|
|            | 当てはめる地域                      | 車線                                   | 昼間(午前6時から       | 夜間(午後10時から                              |  |
|            | コ(はか)の近次                     | - 小水                                 | 午後10時)          | 翌日の午前6時)                                |  |
|            | 専ら住居の用に供される地域                | 1 車線                                 | 65デシベル以下        | EE STOOT DIE                            |  |
| <b>松工任</b> | 第一種低層住居専用地域                  | 1 半桃                                 | 09) 2, 7,077 1. | 55デシベル以下                                |  |
| 第Ⅰ種        | 第二種低層住居専用地域                  |                                      |                 |   |  |
| 区域         | 第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 2車線以上                                | 70デシベル以下        | 65デシベル以下                                |  |
|            | 田園住居地域                       | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | , , , , , , ,   | , |  |
|            | 主として住居の用に供される                |                                      |                 |   |  |
| 第Ⅱ種        | 地域                           | 1車線                                  | 65デシベル以下        | 55デシベル以下                                |  |
|            | 第一種住居地域                      |                                      |                 |   |  |
| 区域         | 第二種住居地域                      | 2車線以上                                | 75デシベル以下        | 70デシベル以下                                |  |
|            | 準住居地域                        | 1 11 1                               | , , , , , ,     | , |  |
|            | 相当数の住居と併せて商業、                |                                      |                 |   |  |
|            | 工業等の用に供される地域                 |                                      |                 |   |  |
| 第Ⅲ種        | 近隣商業地域                       | 車線を有す                                | 75デシベル以下        | 70デシベル以下                                |  |
| 区域         | 商業地域                         | る道路                                  | 10) 2 900       |   |  |
|            | 準工業地域                        |                                      |                 |   |  |
|            | 工業地域                         |                                      |                 |   |  |
|            | 幹線交通を担う道路に近接す                | 2 車線以下                               |                 |   |  |
|            | る空間                          | の道路の端                                |                 |   |  |
|            | 高速自動車国道                      | から15m                                |                 |   |  |
| 特例         | 一般国道                         |                                      | 75デシベル以下        | 70デシベル以下                                |  |
|            | 県道                           | 2 車線を超                               |                 |   |  |
|            | 4 車線以上の市町村道                  | える道路の                                |                 |   |  |
|            | 自動車専用道路                      | 端から20m                               |                 |   |  |

#### (3) 新幹線鉄道騒音環境基準

#### 表3-3

| 環 境 基 準 |          | 地域の類型を当てはめる地域   |  |
|---------|----------|---|--|
| 地域の類型   | 基 準 値    | 地域の独立と目ではそのも地域  |  |
| I       | 70デシベル以下 | 沿線区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項<br>第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<br>第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居<br>地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域 |  |
| П       | 75デシベル以下 | 沿線区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項<br>第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並<br>びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存<br>在する地域                    |  |

- (注1) 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- (注2) 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- (注3) 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法(昭和39年法律第167号) 第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

# 4 道路交通振動の限度 (要請基準)

市町村長は、道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

表4-1

|       | 区域の区分   | 基                   | <b>単</b> 値             |
|-------|---|---------------------|------------------------|
|       | 当てはめる地域   | 昼間(午前7時から<br>午後10時) | 夜間(午後10時から<br>翌日の午前7時) |
| 第1種区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>田園住居地域 | 65デシベル以下            | 60デシベル以下               |
| 第2種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域   | 70デシベル以下            | 65デシベル以下               |

# 5 悪臭規制物質と規制基準

悪臭とは、人に不快感や嫌悪感を与えるにおいのことで、次のとおり悪臭規制物質と規制基準が定められ、その発生源については資料5-1のようなものが考えられる。

#### 表5-1

|              |                      | 規制基準(ppm)                |                       |  |  |
|--------------|----------------------|--------------------------|-----------------------|--|--|
| 悪臭物質         | においの性質               | 規制区域の内<br>工業及び工<br>業専用地域 | 規制区域の内<br>左記以外の<br>地域 | 主要発生源事業場   |  |
| アンモニア        | 「し尿」のようなにおい          | 2                        | 1                     | 畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん<br>粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処<br>理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等            |  |
| メチルメルカプタン    | 腐った「たまねぎ」のよ<br>うなにおい | 0.004                    | 0.002                 | クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理<br>場、ごみ処理場、下水処理場、し尿処理場等                                       |  |
| 硫化水素         | 腐った「卵」のようなに<br>おい    | 0.06                     | 0. 02                 | 畜産農場、クラフトパルブ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等 |  |
| 硫化メチル        | 腐った「キャベツ」のよ          | 0.05                     | 0.01                  | クラフトパルブ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等  |  |
| 二硫化メチル       | うなにおい                | 0.03                     | 0. 009                | クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等   |  |
| トリメチルアミン     | 腐った「魚」のようなに おい       | 0.02                     | 0.005                 | 畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処<br>理場、水産かれ詰製造業等  |  |
| アセトアルデヒド     | 「青ぐさい」刺激臭            | 0. 1                     | 0. 05                 | アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等                 |  |
| プロピオンアルデヒド   |                      | 0. 1                     | 0.05                  |  |  |
| ノルマルブチルアルデヒド | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい      | 0.03                     | 0.009                 | - 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動<br>修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系                                     |  |
| イソブチルアルデヒド   | 7212404              | 0.07                     | 0.02                  |  |  |
| ノルマルバレルアルデヒド | むせるような甘酸っぱい          | 0.02                     | 0. 009                | 料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等  |  |
| イソバレルアルデヒド   | 焦げたにおい               | 0. 006                   | 0.003                 |  |  |
| イソブタノール      | 刺激的な発酵したにおい          | 4                        | 0.9                   |  |  |
| 酢酸エチル        | 刺激的なシンナーのよう          | 7                        | 3                     | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車  |  |
| メチルイソブチルケトン  | なにおい                 | 3                        | 1                     | 空装工場、その他の金属製品製造工場、自動<br>修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機                                       |  |
| トルエン         | ガソリンのようなにおい          | 30                       | 10                    | 製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造  |  |
| スチレン         | 都市ガスのようなにおい          | 0.8                      | 0.4                   | 場、鋳物工場等  |  |
| キシレン         | ガソリンのようなにおい          | 2                        | 1                     |  |  |
| ノルマル酪酸       | 「汗くさい」におい            | 0.002                    | 0.001                 |  |  |
| ノルマル吉草酸      | むれた「くつ下」のにお          | 0.002                    | 0.0009                | 場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し  |  |
| イソ吉草酸        | V                    | 0. 004                   | 0. 001                | 尿処理場、廃棄物処分場等<br>   |  |
| プロピオン酸       | 「すっぱい」ような刺激<br>臭     | 0.07                     | 0. 03                 | 脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等  |  |

(注) 本市の場合、「規制区域」とは都市計画法の市街化区域と同じ区域。

# 温室効果ガス排出量算定方法

# 表6-1

# 算定対象とする温室効果ガス

| 温室効果ガス                            | 概 要  | 地球温暖化係数**      |
|-----------------------------------|--|----------------|
| 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )           | 主に化石燃料を燃焼させると発生する。温室効果ガスの9割をしめており、温暖化への影響が大きい。 | 1              |
| メタン (CH <sub>4</sub> )            | 湿地や水田、家畜の消化管内発酵、天然ガスの生産、廃棄物処<br>理及び排水処理などから発生。 | 25             |
| 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)          | 海洋や土壌、窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出。                      | 298            |
| ハイドロフルオロカーボン<br>(HFCs)            | 冷蔵庫やエアコンの冷媒、 半導体洗浄などに使用。                       | 12~14,800      |
| パーフルオロカーボン<br>(PFC <sub>S</sub> ) | 主に半導体の製造工程におけるエッチングや洗浄に使用。                     | 7, 390~17, 340 |
| 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )         | 電気の絶縁体などに使用。                                   | 22, 800        |
| 三ふっ化窒素(NF3)                       | 主に半導体の製造工程におけるエッチングや洗浄に使用。                     | 17, 200        |

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準 (=1) として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のこと

#### 表6-2

#### 温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源二酸化炭素)

| 1X0 Z | 0 2     |  |   |  |  |
|-------|---------|--|---|--|--|
|       | 部門      | エネルギー種別消費量算定方法   | データの出典  |  |  |
| 产业    | 製造業     | ① 業種別エネルギー消費量原単位<br>=業種別エネルギー消費(岩手県)/業種別出荷額(岩手県)<br>② 業種別エネルギー消費量原単位×業種別出荷額(盛岡市) | ・都道府県別エネルギー消費統計・工業統計                          |  |  |
| 産業部門  | 農林水産業   | 農林水産業エネルギー消費量(岩手県)<br>×農林水産業従業者数の比(盛岡市/岩手県)                                      | ・都道府県別エネルギー統計<br>・国勢調査                        |  |  |
| 建設    | 建設業・鉱業  | 建設業・鉱業エネルギー消費量 (岩手県)<br>※就業者数の比 (盛岡市/岩手県)  | ・都道府県別エネルギー消費統計<br>・国勢調査                      |  |  |
| 家庭    | 灯油・LPガス | 家庭の年間購入量(盛岡市)×世帯数(盛岡市)   | ・家計調査年報<br>・国勢調査                              |  |  |
| 部門    | 電力      | 家庭部門電力消費量(岩手県)×世帯数の比(盛岡市/岩手県)  | <ul><li>・都道府県別エネルギー統計</li><li>・国勢調査</li></ul> |  |  |
| 業務部門  |         | 業務エネルギー消費量(岩手県)<br>×業務系延べ床面積の比(盛岡市/岩手県)  | ・都道府県別エネルギー統計<br>・国勢調査                        |  |  |
| 運輸部門  | 自動車     | 国立環境研究所 道路交通センサス<br>自動車起終点 (OD) 調査データ  | ・市区町村別自動車交通CO2排出<br>テーブル                      |  |  |

# 表6-3

# 温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源二酸化炭素以外)

| 部門              | ガス種類                  | 排出部門別消費量算定方法                                    | データの出典                            |
|-----------------|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 自動車             | CH4 / N2O             | 自動車の種類別走行距離×排出係数                                | ・市区町村別自動車交通<br>C02排出テーブル          |
| 廃棄物(燃焼)         | CO2/CH4/N2O           | 一般廃棄物焼却量及び産業廃棄物×排出係数                            | ・盛岡市統計                            |
| 農業              | CH4                   | 水田作付面積、家畜飼養頭数×排出係数                              | ・盛岡市統計                            |
| 辰未              | N2O                   | 家畜飼養頭数×排出係数                                     | ・盛岡市統計                            |
| 代替フロン等<br>4ガス分野 | HFCs/PFCs/<br>SF6/NF3 | 代替フロン排出量(全国)×(人口、 電気機械製<br>造品出荷額、電力量等)比(盛岡市/全国) | ・総合エネルギー統計<br>・盛岡市統計<br>・家計調査年報 等 |
| 森林等の<br>吸収源     | CO <sub>2</sub>       | 間伐、植栽、植林によるバイオマス蓄積量の算定                          | • 盛岡市統計                           |

#### 用語の解説

本書に記載された主な専門用語について、五十音順にまとめました。 ([]内は初出ページ)

#### ア

#### アイドリングストップ [p. 60]

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語であり、駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されている。

#### **アスベスト** [p. 18]

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

#### **ESD** [p. 40]

Education for Sustainable Developmentの略称。日本が国連に提案し、採択された取組。社会的課題を考え、解決していくために学び、行動を起こしていく取組をいう。 ESDにおける「開発」は、いわゆる土木工事などの開発をさすものではない。ESDは、国によって取組に違いがあり、先進国では、環境、ジェンダー、国際理解が中心であるが、途上国では貧困、エイズ、紛争などが重要な課題として取り組まれている。

#### EMS (エネルギーマネジメントシステム) [p. 34]

電気などの使用状況を把握・分析し、削減可能な箇所を 見つけて対策を講じることで経費等の削減につなげるシス テム。

#### 硫黄酸化物 (SO<sub>X</sub>) [p. 19]

二酸化硫黄 (亜硫酸ガス、SO<sub>2</sub>) や三酸化硫黄 (無水 硫酸、SO<sub>3</sub>) の総称である。石炭や石油などの硫黄を含むものが燃焼したときに発生する。大気汚染物質として古くから知られ、主に火力発電所、重油燃焼ボイラー、製油所等の固定発生源から排出される。SO<sub>2</sub>は無色で刺激臭があり、水に溶けやすいので、吸収すると鼻粘膜や気管支などの上気道を刺激する。長期間吸入すると、慢性気管支炎やぜん息の原因となる。また、酸性雨の主成分でもある。

#### ウォーカブル推進都市 [p. 62]

国土交通省が推進する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同し、応募した地方公共団体のこと。2022年11月末時点で、336自治体が登録している。

#### エコツーリズム [p. 40]

自然環境や歴史文化を対象として、体験、学習を通じて、 地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり 方。

#### **エコドライブ** [p. 60]

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行で きる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策であり、 環境省では「ふんわりアクセル」「加減速の少ない運転」 など「エコドライブ10のすすめ」として推進している。

#### エコマーク商品 [p. 55]

資源を再利用したり、環境汚染を抑える工夫をするなどの環境への負荷の少ない、あるいは環境の改善に役立つ商品を示すマーク。環境省の指導のもとに(財)日本環境協会が認定事業を実施している。

#### **ESCO**(エスコ)事業 [p. 60]

Energy Service Companyの略。事業者負担により顧客に対する省エネ改修を実施し、省エネ改修で実現した経費削減実績の一部を事業者が報酬として受け取る形態の事業。顧客側に省エネ改修に関する新規の費用負担が生じない点がメリットとされるが、省エネによる十分な費用削減効果が発生しなければ事業として成立しないデメリットがある。

#### SDGs (持続可能な開発目標) [p. 2]

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された、誰一人取り残さない持続可能な開発のための17の国際目標のこと。17の目標の下に169のターゲットが決められており、2016年1月に発効し2030年を年限としている。

#### **NPO** [p. 44]

Non-profit organizationの略称。民間非営利団体。

# オゾン (O<sub>3</sub>) [p. 16]

強力な酸化力をもつ酸素の同素体であり、大気中には普通0.01~0.04ppmしか含まれていない。オゾン濃度が高くなると非常に危険であり、0.15ppmを超えるとのどが刺激される。

# オゾン層 [p. 64]

地上10~50kmに存在する比較的オゾン濃度の高い大気層。 皮膚がんの原因となる有害紫外線を吸収し、地表に到達す るのを防いでいるが、フロンなどによるオゾン濃度の減少 が問題となっている。

#### **温室効果ガス** [p. 5]

太陽から地表に入射する紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持ち、大気下層・地表付近の温度を高く保つ現象を起こすガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄が温室効果ガスとされている。

# カ

#### **夏緑落葉広葉樹林帯** [p. 10]

寒冷期(冬季)に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、

低温帯で十分な降水量がある地域に成立する。

#### **環境基準** [p. 15]

「環境基本法」で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の 汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人 の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されること が望ましい基準」であると定められている。これは、行政 上の目標として定められているものであり、公害発生源を 直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

#### 環境保護地区 [p. 12]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地。

#### 環境マネジメントシステム [p. 55]

事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していこうとするもの。

#### **環境緑化地区** [p. 12]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、道路の沿線又は緑地が少ない地域のうち積極的に 修景緑化を図ることが必要な地区。

#### **近接空間** [p. 25]

道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

- ①2車線以下の車線を有する道路:15m
- ②2車線を超える車線を有する道路:20m

#### **近隣型公害**[p. 85]

日常生活などに伴って生じている音や臭いなど身近で生じた公害。

#### グリーン購入 [p. 32]

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷をできるだけ少ないものを選んで購入すること。

#### グリーンコンシューマー [p. 55]

直訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境に やさしい」を意味しており、買い物をするときに、できる だけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変え ていこうとする消費者のこと。

#### グリーンプロット [p. 12]

民有地などを活用した街角の小緑地。

#### **景観計画** [p. 81]

景観法第8条に定める良好な景観の形成に関する計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針等を定めるも

0

#### 景観地区 [p. 86]

「景観法」に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度等に係る事項を定めた都市計画の地域地区となる制度。

#### 光化学オキシダント [p. 14]

窒素酸化物や炭化水素などが大気中で太陽の紫外線により光化学反応し、発生する酸化力の強いガス状物質の総称。

#### **高効率照明器具** [p. 60]

高効率照明器具とは、光源、点灯装置、器具本体それぞれの効率を高めた器具を指し、具体的には、高効率蛍光灯、高効率LED照明、有機ELなどの普及が期待されている。

#### **国土利用計画盛岡市計画** [p. 87]

市域全体の総合的な土地利用の推進を目的とした計画。 農用地や森林など「利用区分ごとの市土利用の基本方向」 や地域を土地利用特性に応じて都市ゾーン、田園居住ゾー ン、自然保全ゾーンの3つのゾーンに区域に区分した「地 域類型別の市土利用の基本方向」などを定めている。

#### こどもエコクラブ [p. 45]

子ども達が主体的に行う環境学習や環境の保全活動を支援することを目的とした環境省の事業に登録した、地域において環境に関する取組を行う数人から20人程度の小・中学生のグループ。

#### サ

#### 再生可能エネルギー [p. 3]

再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、温度差熱利用、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、などの新エネルギーに水力発電、地熱発電、波力発電、海洋温度差熱発電を加えたエネルギーをいう。

#### シェアリング[p. 32]

共有すること。本計画では、物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称として使用している。

#### **COD (化学的酸素要求量)** [p. 21]

海中や湖沼の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示している。

#### **資源集団回収**[p. 7]

町内会や子ども会などの市民団体が行う資源回収

#### **暑熱**[p. 65]

夏場の炎天下における熱さを指す言葉。暑さ。体が暑さ に慣れることを「暑熱順化」と言ったり、暑熱により体調 を崩すことを「暑熱障害」と言ったりする。

# 新·湯治[p. 35]

平成29年(2017年)7月に「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」により提言された、地域資源の活用につながる現在のライフスタイルにあった温泉地の過ごし方。訪問者は、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれ合うことで心身ともに元気になり、多くの人が訪れることで温泉地のにぎわいを生み出していくことを目指す取組。

#### 森林公園 [p. 11]

森林に対する市民の多様なニーズに応えるため、森林休養施設や森林レクリエーション施設などを保健休養の場として活用し、森林林業に対する理解を深め、林業者の所得向上など、林業振興に資するため設置する公園。

#### **ZEH**(ゼッチ) [p. 60]

「ナ」行「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照。

#### **ZEB**(ゼブ) [p. 60]

「ナ」行「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」参照。

#### タ

#### **ダイオキシン類** [p. 14]

工業的に製造する物質ではなく、物を焼却する過程や農薬などの化学物質を製造する際などに生成される物質。難分解性であるため、環境中に放出されると土壌や水環境中に長期間残留し、生物濃縮を通じて生体に影響を及ぼすとされている。

#### 大腸菌数 [p. 19]

水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚れを知る尺度。

#### **多自然型工法** [p. 75]

河川改修などに当たって、生物の良好な生息・生育環境 に配慮し、併せて人間にとっても親しめる自然環境を保 全・創造する工法。

#### **地区計画** [p. 87]

「都市計画法」に基づき、建築物の形態や道路などの公 共施設の配置などからみて一体的な区域において、その特 性にふさわしい良好な環境を整備し保全するための計画。

#### **窒素酸化物(NO<sub>X</sub>)**[p. 14]

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO2)の総称である。物が高温で燃焼する際に、空気中の窒素が酸化されて発生する。大気汚染物質としてのNOxは、固定発生源よりも自動車等の移動発生源から排出される量が多い。排ガス規制が実施されているにもかかわらず、自動車台数が増加しているため大気中のNOx濃度は改善されていない。NOxは刺激臭があり水に溶けにくいため、吸引すると肺の深部まで到達して慢性気管支炎や肺気腫の原因となる。また、炭化水素と太陽の紫外線の共存下で光化学オキシダントを生成する。

# **長伐期施業** [p. 73]

更新から主伐までの期間(伐期)の長い森林施業のことで、日本では60年以上の場合を長伐期と呼ぶことが多い。 長伐期施業は、高質の木材を収穫しやすく、また森林生態 系を長く保持するため、生物多様性や表土保全などの面で も優れた手法である。

#### 低公害車 [p. 33]

低公害車は、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

#### テレメータシステム [p. 83]

各測定局の毎時の測定値が即時に中央監視局に送信される設備。

#### テレワーク [p. 39]

情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

#### **特定植物群落**[p. 10]

環境省「自然環境保全基礎調査」による学術上重要な植物群落又は個体群。

#### トランジットモール [p. 63]

商店街への自動車の乗り入れを制限し、歩行者専用空間 としたショッピングモールなどに、バスやタクシーなどの 公共交通だけを通行可能とした空間。

#### ナ

#### **75%値** [p. 20]

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータをもって75%値とする。BOD又はCODで、この値で環境基準の適否を判定する。

**ZEH**(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) [p. 60] net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

#### **ZEB**(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) [p. 60]

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

#### 農村公園 [p. 11]

農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を 図るための公園。

#### 71

#### ばい煙 [p. 82]

「大気汚染防止法」などにおいて、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物の うち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、 フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合 物並びに窒素酸化物(これらを総合して有害物質とい う。)

#### **廃棄物** [p. 3]

占有者が自ら使用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、気体状の物及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至るすべてのものが含まれ、さらに、その排出状況などから産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたものをいう。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、日常生活に伴って生じるごみ、粗大ごみ、し尿などのほか、事業活動に伴い生じる紙くず、木くずなどの廃棄物のうち、産業廃棄物に含まれないものをいう。

#### バイナリー発電[p. 60]

加熱源により沸点の低い媒体を加熱・蒸発させてその蒸気でタービンを回す方式で、地熱発電などで利用されている。地熱バイナリー発電では、低沸点媒体を利用することにより、媒体の加熱源に従来方式では利用できない低温の蒸気・熱水を利用することができる。

#### ハスクレイ[p. 60]

非晶質アルミニウムケイ酸塩と低結晶性粘土からなる複合体の無機系吸着材で、ゼオライトやシリカゲル(A型)の約3倍の水蒸気吸着量を有し、100℃以下の低温でも再生が可能な高性能吸着材。工場等の低温廃熱を用いた熱利用システムとして、各地で実証実験が行われている。

#### **POWER-to-Gas** (パワーツーガス) [p. 32]

電力から水の電気分解を利用して水素やメタン等の気体 燃料に変換し、貯蔵・利用する技術のこと。再生可能エネ ルギーは気象条件によって発電量が大きく変動するため、 発電量が電力需要を上回った際の余剰電力を貯蔵し、再び 気体燃料として使用する方法など技術開発が進められてい る。

#### **BOD (生物化学的酸素要求量)** [p. 19]

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。この数

値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

#### 光害(ひかりがい、こうがい) [p.86]

主に、人工照明の設置方法や配光が不適切なことや、景観や周辺環境への配慮が不十分なこと等により起こる、光による影響のこと。動植物の睡眠阻害や、交通・防犯面での死角の発生、星空が明るくなることで天体観測・研究教育活動が妨げられるなど、その影響は多岐にわたる。

#### **非近接空間** [p. 25]

50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所。

# pg-TEQ/m³ [p. 18] 、pg-TEQ/L [p. 22] 、ng-TEQ/N m³ [n. 69]

pg-TEQ/㎡とは、環境大気中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、pg-TEQ/Lとは水1リットル中のダイオキシン類の濃度を表す単位。pg(ピコg)=1兆分の1。

ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>とは、排出ガス中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、標準状態( $0^{\circ}$ 、1 気圧)における濃度を表す。 1 ng (ナノg) =10億分の 1。

TEQとは、毒性等価換算濃度をいう。ダイオキシン類の 濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の 濃度値に国際毒性等価係数を乗じて、毒性等価換算濃度に より表す。

#### **ppm** [p. 15]

微量の割合を表す単位である。  $1 \, \mathrm{ppm} = 100 \, \mathrm{万} \, \mathrm{分} \, \mathrm{0} \, 1 = 0.0001\%$ 、  $1 \, \mathrm{ppb} = 10 \, \mathrm{億} \, \mathrm{分} \, \mathrm{0} \, 1 = 0.001 \, \mathrm{ppm}$ 。 気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、  $1 \, \mathrm{m}^3 \, \mathrm{o} \, \mathrm{大} \, \mathrm{気中} \, \mathrm{c} \, 1 \, \mathrm{cm} \, \mathrm{o} \, \mathrm{汚染物}$ 質が含まれているとき、  $1 \, \mathrm{ppm} \, \mathrm{と表} \, \mathrm{s} \, \mathrm{c}$ 。

#### **微小粒子状物質(PM2.5)** [p. 14]

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu m$  ( $1\mu m$ は1m0100万分の1)以下の小さな粒子をいい、浮遊粒子状物質(SPM)に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中での化学反応により生成されたものとがある。工場・事業場における事業活動のほか、一般家庭における調理や暖房、土壌や火山といった自然由来のものなど、発生源は多岐にわたる。

#### 風致地区 [p. 78]

「都市計画法」に基づき定めることができる地域地区のうち、都市の風致を維持することを目的として定める地区。

#### フードドライブ [p. 39]

余っている食品をイベントや学校、職場などに持ち寄り、 それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動の こと。

#### フードバンクポスト[p. 67]

食料品の寄付を自由に入れることのできるポスト。寄付された食料品は生活困窮者等に無償で提供される。

# **複層林施業** [p. 73]

垂直方向に階層の異なった樹冠を有する森林のことを複層林といい、複数の層が同時に存在する利点を生かして森林を管理する施業のことを複層林施業という。具体的には、すべての樹木を伐採して林地を裸地化して森林を管理する皆伐施業とは対照的に、層ごとに多段階に分けて伐採し管理を行う方法のことをいう。

#### **浮遊粒子状物質(SPM)** [p. 14]

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\,\mu\mathrm{m}$  ( $1\,\mu\mathrm{m}$ は $1\,\mathrm{m}$ の $100\,\mathrm{万}$ 分の1) 以下の小さな粒子をいい、これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患を起こすとされている。自動車の排出ガス、道路からのほこりの巻き上げ、工場の煙や自然現象である黄砂などに含まれている。

#### プレーロット [p. 44]

団地などの一角に設けられる、子どもを対象とした小さな遊び場。

#### フロン [p. 62]

塩化フッ化炭素(クロロフルオロカーボン類)の日本での通称。CFCやフレオンともいい、20種類ほどある。非常に安定した物質でほとんど無害なため、クーラーやスプレー、半導体の洗浄用などに使われたが、使用後大気中に放出されるとオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。さらに、1990年の同議定書の改定により、特定フロン5種の2,000年全廃が決まった。1992年には、1996年までの規制の前倒しと代替フロンなどの規制の追加が決定された。1995年、1997年、1999年には、規制の前倒しが決定された。

# p H (ピーエイチ、ペーハー、水素イオン濃度指数) [p. 19]

酸性、アルカリ性を示す指標で、中性はpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性になると7よりも大きくなる。

#### マ

#### マスタープラン [p. 2]

最も基礎、基本に据えられた優位性のある計画。

#### **面的評価** [p. 24]

路線ごとに評価区間を設定し、道路沿道から50mの幅の 範囲の全ての住居等について、住宅の密集度・構造等を配 慮して各戸の騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸 数とその割合を把握する評価方法。

#### もりおか交通戦略 [p. 35]

市総合交通計画の方針を受け、これまで取り組んできた 将来道路網計画や公共交通施策からの課題を背景としなが ら、概ね10年後を目標とする、公共交通や自転車の利用促 進及び中心市街地の活性化を支えるために重点的に取り組 む交通施策の立案などを策定の目的とする計画。

#### 盛岡市緑の基本計画 [p. 54]

平成13年度に策定された都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基的な方針を定める計画。

#### 盛岡市木材利用推進方針 [p. 64]

市産材の利用を図り、林業・木材産業の活性化と森林の 公益的機能の維持増進や市民の市産材の利用を推進してい くことを目的として策定した方針。

# ヤ

#### 有害大気汚染物質 [p. 14]

継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいう。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト (248物質) の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる23物質を「優先取組物質」として選定している。

#### ユニバーサルデザイン [p. 62]

障害者のため、高齢者のためという特別なデザインでは なく、すべての人が使いやすく利用されやすい差別のない デザイン。

#### **要請限度** [p. 24]

自動車などから発生する騒音や振動がこの限度を超えて 発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害される おそれがあるため、公安委員会に「道路交通法」の規定に よる車両の通行の制限について要請することができる。ま た、道路管理者又は関係行政機関に道路構造の改善などに ついて意見を述べることができると定められている。

#### ラ

#### **緑地協定** [p. 78]

「都市緑地保全法」に基づき市街地の良好な環境を確保 するために、まとまった区域の土地所有者などが締結する ことができる当該区域の緑地の保全又は緑化に関する協定。

#### **レッドデータブック**[p. 77]

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その生息・生育状況をまとめたもので、危機を表す赤色の表紙からこう呼ばれている。絶滅の危険度により、絶滅危惧 I 類、絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧などに分けて設定している。

# 環境関連行政のあゆみ

| 年月             | 盛岡市  | 国・岩手県                   |
|----------------|--|-------------------------|
| 昭和29年 4月       |  | ○清掃法公布                  |
| 10月            | ○清掃条例制定  |                         |
| 昭和31年 4月       |  | ○都市公園法公布                |
| 昭和33年 4月       |  | ○下水道法公布                 |
| 昭和42年 8月       |  | ○公害対策基本法公布              |
| 昭和43年 6月       |  | ○大気汚染防止法公布              |
|                |  | ○騒音規制法公布                |
| 10月            | ○あすを築く盛岡市民運動実践協議会設立  |                         |
| 昭和45年 7月       | ○盛岡地区衛生処理組合発足  |                         |
| 12月            |  | ○水質汚濁防止法公布              |
|                |  | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律       |
| BUT-10 F 0 F   |  | 公布                      |
| 昭和46年 6月       | ○帝団士標序ではノンチョク部署  | ○悪臭防止法公布                |
| 9月             | <ul><li>○盛岡市環境デザイン委員会設置</li><li>○県内都市公害防止対策連絡協議会設置</li></ul> |                         |
| 10月            | ○泉丹郁川公吉四正刈泉理裕協議云畝直   | ○県公害防止条例公布              |
| 10月            | <br>  ○自然環境保全条例公布  | ○泉公吉防正朱例公和              |
| 昭和47年 4月       | ○日然來現休至未的公司<br>  ○廃棄物処理等手数料条例施行(清掃条例廃                        |                         |
| PD/H11   1/1   | 上)   |                         |
|                | ○自然環境審議会設置   |                         |
| 6月             |  | ○自然環境保全法公布              |
| 10月            | ○自然環境保全基本計画策定  |                         |
| 昭和49年 4月       | ○盛岡市グリーンバンク設立  |                         |
| 昭和51年 3月       | ○自然環境及び歴史的環境保全条例公布(自   |                         |
|                | 然環境保全条例を改正)  |                         |
|                | ○自然環境等保全審議会設置(自然環境審議   |                         |
|                | 会を改組)  |                         |
| 6月             |  | ○振動規制法公布                |
| 昭和54年 6月       |  | ○エネルギーの使用の合理化に関する       |
| HTT: 50 fr = 1 |  | 法律公布                    |
| 昭和58年 5月       |  | ○浄化槽法公布                 |
| 昭和59年          | ○都市景観建築賞(現在の「都市景観賞」)   |                         |
| 昭和60年 3月       | を制定<br>○アメニティタウン計画策定   |                         |
| 昭和61年 1月       | ○ / ハーノイグリン 計画 R 定<br>  ○アメニティタウン市民懇話会設置                     |                         |
| 昭和63年 5月       |  | <br>  ○特定物質の規制等によるオゾン層の |
| 10/H00   0/1   |  | 保護に関する法律公布              |
| 平成 2年 2月       | <br>  ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画策定                                      |                         |
| 6月             |  | ○スパイクタイヤ粉塵の発生の防止に       |
|                |  | 関する法律公布                 |
| 平成 3年 3月       | ○ごみ減量推進基金条例公布  |                         |
| 4月             |  | ○再生資源の利用の促進に関する法律       |
|                |  | 公布                      |
| 12月            | ○ごみ減量資源再利用推進会議設置   |                         |
| 平成 4年 4月       | ○都南村と合併  |                         |
|                |  |                         |

| 年月       | 盛岡市                         | 国・岩手県             |
|----------|-----------------------------|-------------------|
| 平成 4年 6月 |                             | ○絶滅のおそれのある野生動植物の種 |
|          |                             | の保存に関する法律公布       |
| 10月      |                             | ○岩手の景観保全と創造に関する条例 |
|          |                             | 交付                |
| 平成 5年11月 |                             | ○環境基本法公布          |
| 平成 6年 3月 | ○ごみ減量化行動計画策定                |                   |
| 9月       | ○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例        |                   |
|          | 公布                          |                   |
| 12月      |                             | ○国「環境基本計画」策定      |
| 平成 7年 4月 | ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令        |                   |
|          | 市に指定                        |                   |
| 6月       |                             | ○容器包装に係る分別収集及び再商品 |
|          |                             | 化の促進等に関する法律公布     |
| 平成 8年 1月 | ○廃棄物対策審議会設置                 |                   |
| 3月       | ○盛岡地区衛生処理組合生活排水処理基本計<br>画策定 |                   |
|          | ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定           |                   |
| 10月      | ○盛岡市役所エコオフィスづくり行動計画策        |                   |
|          | 定                           |                   |
| 平成 9年 4月 | ○環境部設置(環境課、清掃管理課、ごみ減        | ○新エネルギー利用等の促進に関する |
|          | 量推進室、クリーンセンター建設推進室)         | 特別措置法公布           |
| 6月       |                             | ○環境影響評価法公布        |
| 11月      | ○県フロン回収等推進協議会に加入            | ○県フロン回収等推進協議会設立   |
| 12月      | ○国土利用計画盛岡市計画策定              |                   |
| 平成10年 3月 | ○環境基本条例公布                   | ○県環境の保全及び創造に関する基本 |
|          | ○クリーンセンター供用開始               | 条例公布              |
| 4月       | ○水質異常対策要領策定                 |                   |
| 6月       |                             | ○特定家庭用機器再商品化法公布   |
| 7月       |                             | ○県環境影響評価条例公布      |
| 10月      |                             | ○地球温暖化対策の推進に関する   |
|          |                             | 法律公布              |
| 平成11年 1月 | ○環境審議会設置                    |                   |
| 3月       | ○岩手ITS推進連絡協議会に加入            | ○岩手ITS(高度道路交通システ  |
|          |                             | ム)推進連絡協議会設立       |
| 7月       |                             | ○ダイオキシン類特別措置法公布   |
| 9月       |                             | ○県「環境基本計画」策定      |
| 平成12年 3月 | ○環境基本計画策定                   |                   |
| 5月       | ○盛岡市役所地球温暖化対策の推進実行計画        | ○建設工事に係る資材の再資源化   |
|          | 策定(エコオフィスづくり行動計画の改          | 等に関する法律公布         |
|          | 定)                          | ○国等による環境物品等の調達の推進 |
|          |                             | 等に関する法律(グリーン購入法)  |
|          |                             | 公布                |
| 6月       |                             | ○循環型社会形成推進基本法公布   |
|          |                             | ○食品循環資源の再利用等に関す   |
|          |                             | る法律公布             |
|          |                             | ○資源の有効な利用の促進に関する法 |
|          |                             | 律公布               |
|          |                             |                   |

| 年月                                     | 盛岡市                                       | 国・岩手県                    |
|--|---|--------------------------|
| 平成13年 6月                               | ○緑の基本計画策定                                 |                          |
| 12月                                    |   | ○県民の健康で快適な生活を確保する        |
|  |   | ための環境の保全に関する条例公布         |
| 平成14年 3月                               | ○水道水源保護条例公布                               |                          |
|  | ○都市計画マスタープラン策定                            |                          |
|  | ○一般廃棄物処理基本計画改定                            |                          |
|  | ○ごみ減量化行動計画改定                              |                          |
| 6月                                     |   | ○地球温暖化対策の推進に関する法律        |
|  |   | の一部を改正する法律公布             |
| 7月                                     |   | ○使用済自動車の再資源化等に関する        |
|  |   | 法律公布                     |
| 平成15年 3月                               |   | ○国「循環型社会形成推進基本計画」<br>策定  |
|  |   | ○県新エネルギーの導入の促進及び省        |
|  |   | エネルギーの促進に関する条例公布         |
| 4月                                     |   | ○県循環型地域社会の形成に関する条        |
|  |   | 例公布                      |
|  |   | ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協        |
|  |   | 議等に関する条例公布               |
| 亚子16年 0月                               |   | ○県産業廃棄物税条例公布             |
| 平成16年 3月<br>平成17年 2月                   | │○新エネルギービジョン策定                            | ○古和茶中書水が                 |
| 平成17年 2月<br>4月                         | <br>  ○ I E S運用開始                         | ○京都議定書発効                 |
| 4月                                     | ○ I E S 運用開始<br>  ○盛岡市役所エコオフィス行動計画改定      |                          |
| 6月                                     |   | <br>  ○県「地球温暖化対策地域推進計画」  |
| 0)1                                    |   | 策定                       |
| 7月                                     | <br>  ○ I E S認証取得(本庁舎等4施設認証取得)            |                          |
| 平成18年 1月                               | ○玉山村と合併(玉山区設置)                            |                          |
| 4月                                     | ○ⅠES導入部署拡大                                |                          |
| 8月                                     | ○IES認証継続(15施設認証拡大)                        |                          |
| 平成19年 3月                               | ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定                         |                          |
|  | ○ごみ減量化行動計画改定                              |                          |
|  | ○盛岡市環境基本計画改訂                              |                          |
| 8月                                     | ○ⅠES認証継続(玉山総合事務所・教育関                      |                          |
|  | 連施設等認証拡大)                                 |                          |
| 平成20年 5月                               |   | ○エネルギーの使用の合理化に関する        |
|  |   | 法律の一部を改正する法律公布           |
| 6月                                     |   | ○地球温暖化対策の推進に関する法律        |
| ## # # # # # # # # # # # # # # # # # # |   | の一部を改正する法律公布             |
| 平成22年 4月                               | ○盛岡市グリーンオフィス行動計画策定                        |                          |
| 平成23年 3月                               | ○盛岡市環境基本計画(第二次)策定                         |                          |
|  | ○盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策<br>編)策定              |                          |
| 8月                                     | 棚/ 界化                                     | <br>  ○電気事業者による再生可能エネルギー |
| 8月                                     |   | 電気の調達に関する特別措置法公布         |
| 平成24年 3月                               | <br>  ○もりおか30万人のごみ減量化行動計画策定               | 电水(火/炯)走(〜)関サる付別指直(な公布   |
| 十八八八十 3月                               | ○もりねが50万人のこみ風重に1到計画束に   ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定 |                          |
|  |   |                          |
|  |   |                          |

| 年月            | 盛岡市                          | 国・岩手県                |
|---------------|------------------------------|----------------------|
| 平成25年 6月      |                              | ○フロン類の使用の合理化及び管理の    |
|               |                              | 適正化に関する法律公布          |
| 11月           |                              | ○農林漁業の健全な発展と調和のとれ    |
|               |                              | た再生可能エネルギー電気の発電の     |
|               |                              | 促進に関する法律公布           |
| 平成26年 5月      |                              | ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適    |
|               |                              | 正化に関する法律公布           |
| 平成27年 7月      | ○盛岡市環境基本計画(第二次)改訂            |                      |
| 12月           |                              | ○パリ協定採択              |
| 平成28年 1月      | ○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画          |                      |
|               | 策定                           |                      |
| 3月            | ○盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本         |                      |
|               | 計画策定                         |                      |
| _             | ○IES運用終了                     |                      |
| 4月            | 〇玉山区制廃止                      |                      |
|               | ○盛岡市エコオフィスプラン策定              |                      |
| 5月            |                              | ○国「地球温暖化対策計画」策定      |
| 11月           | ○                            | ○パリ協定発効              |
| 平成29年 3月      | ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定            |                      |
| 平成30年 3月      | ○盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策         |                      |
|               | 編)改定<br>○盛岡市木質バイオマス利用推進アクション |                      |
|               | プラン策定                        |                      |
|               | プランドだ<br>  ○盛岡市災害廃棄物処理計画策定   |                      |
| 6月            | 〇 <u></u>                    | ○気候変動適応法公布           |
| 11月           |                              | ○国「気候変動適応計画」策定       |
| 令和元年 5月       |                              | ○食品ロスの削減の推進に関する法律    |
| 1341476 1 073 |                              | 公布                   |
| 11月           |                              | ○県「2050年温室効果ガス排出量の実  |
|               |                              | 質ゼロ」表明               |
| 12月           |                              | ○県「海岸漂着物対策推進地域計画」    |
|               |                              | 策定                   |
| 令和 2年10月      |                              | ○国 2050年実質排出ゼロを表明    |
| 令和 3年 3月      | ○盛岡市環境基本計画(第三次)策定            | ○県「第2次岩手県地球温暖化対策実    |
|               | ○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画          | 行計画」策定               |
|               | (生物多様性地域戦略)策定                |                      |
|               | ○盛岡市エコオフィスプラン改定              |                      |
| 令和 3年 4月      |                              | ○国2030年度温室効果ガス46%削減を |
|               |                              | 表明                   |
| 令和 3年 5月      |                              | ○地球温暖化対策の推進に関する法律    |
|               |                              | 一部改正(2050年度実質ゼロを明記)  |
| 令和 3年 6月      |                              | ○プラスチックに係る資源循環の促進    |
|               |                              | 等に関する法律公布            |
| 令和 3年10月      |                              | ○国「地球温暖化対策計画」策定      |
| A             |                              | ○国 第6次エネルギー基本計画策定    |
| 令和 4年 6月      | ○盛岡市気候変動対策実行計画~もりおかぜ         |                      |
| A 4 . a € - E | ロカーボン2050~策定                 |                      |
| 令和6年5月        |                              | ○国 第六次環境基本計画策定       |
| L             | <u>I</u>                     | l                    |

# 盛岡市の環境保全に関する主な行政機構

(令和6年4月1日現在)

(専門機関)

盛岡市環境基本計画推進委員会

盛岡市環境基本計画及びその他環境の保全及び創造に係る重要事項に関する審査、調査、 実施等のための専門機関

(専門委員等)

廃棄物不法投棄監視員 きれいなまち推進員 廃棄物の不法投棄の監視、情報の収集その他廃棄物の不法投棄の防止等に関する専門委員 廃棄物の減量及び適正な処理等に係る連絡、周知及び指導その他清掃行政等の円滑な推進 に関する専門委員

(附属機関)

盛岡市環境審議会 盛岡市廃棄物対策審議会 盛岡市農業振興対策協議会 盛岡市林業振興審議会

盛岡市水道水源保護審議会

環境の保全及び創造に関する重要事項に関する附属機関

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議

総合的な農業施策の推進に関する重要事項を調査審議 総合的な林業施策の推進に関する重要事項を調査審議

水道水源の保護に関する事項を調査審議

(組 織)

商工労働部 —

設 部

都市整備部

林 部-

市長公室 -企画調整課 総務 部 一管財課 財 政 部 -契約検査課 市 民 部 -くらしの安全課 環境企画課 環 境 部-- 廃棄物対策課 資源循環推進課

-経済企画課

農政課

林政課

道路管理課

交通政策課

道路建設課

建築住字課

都市計画課

建築指導課

市街地整備課

公園みどり課

-河川課

ものづくり推進課

市行政の総合的企画、立案、推進、評価

環境に配慮した庁舎管理 グリーン購入の推進 違法駐車の防止

環境行政の総合的企画及び調整、市環境基本計画の進行管理、

盛岡市エコオフィスプランの進行管理、

再生可能エネルギー・省エネルギー対策、地球温暖化防止、 自然環境及び歴史的環境の保全、鳥獣保護、自然公園、大気、 騒音、水質、悪臭、振動、土壌汚染、公害、環境学習の推進

一般廃棄物の処理計画の策定及び推進、

一般廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可、

廃棄物の適正処理指導等

一般廃棄物の収集、適正処理指導、

ごみ減量・資源再利用の推進等

商業振興対策 工業振興対策

土壌保全、農作業安全、農業用廃プラスチック適正処理、

畜産関係環境保全、有害鳥獣対策

造林、緑化、森林病害虫対策、治山事業、

木材及び木材製品の利用促進

市道の管理・維持・補修

公共交通施策、交通渋滞対策、放置自転車対策 歩行者・自転車のための施策、空港・鉄道・新幹線 市道整備の方策及び建設、自転車道の整備

河川の改良及び維持管理

公共建築物の設計・保全企画・市営住宅の建設及び維持管理

都市計画区域等の決定

公園及び緑地等の計画・維持管理、

緑化の推進

建設リサイクル、建設資材廃棄物の指導等、

住宅の建設等の相談

- 盛岡南整備課 土地区画整理

土地区画整理、既成市街地に係る再開発の指導等

良好な景観形成

- 歴史文化課

グリーン購入の推進(事務用品) 水洗便所・浄化槽の設置の相談 水道水源保全、水道水源かん養林保全

下水処理の企画及び調整、公共下水道・農業集落排水の設置等

汚水処理の計画及び実施

玉山区内の水洗便所設置の相談・公設浄化槽の設置等

学校施設の建築・改修等 環境教育・環境学習の推進等

環境教育・環境学習の推進等 天然記念物の保護管理、文化財の保存・活用、 史跡の保護・復元、歴史・文化継承活動の支援 -各行政機関及び施設等 都南総合支所 玉山総合事務所

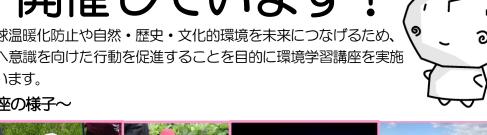
保健所 清掃関係

- ・クリーンセンター
- ・収集センター
- ・リサイクルセンター 中央卸売市場 教育機関ほか
- 各公民館
- 各地区公民館
- 区界高原少年自然の家
- ・子ども科学館・遺跡の学び館
- 動物公園

# 環境学習講座を 開催しています!

地球温暖化防止や自然・歴史・文化的環境を未来につなげるため、 環境へ意識を向けた行動を促進することを目的に環境学習講座を実施 しています。

~講座の様子~







ごみの分別や省エネにつながる取組などを動画で紹介しています。





